

南富士ゴルフに 南富士県市が公共物復元を命令

市は今年の4月、富士・愛鷹山麓地域の自然を守るため、標高200m以上、10%以上の大規模開発を一切認めない行政方針を打ちだしました。県も富士市のゴルフ場問題を9月議会で取り上げ、市とまったく同じ方針で進むことを決めました。

しかし、これらの行政方針を無視して、現在、南富士ゴルフ倶楽部は大淵丸火東地先にゴルフ場の造成を強行しています。すでに、コースに沿った森林を伐採し、造成を行い一部で芝張りを始めています。

このため、県と市は南富士ゴルフ倶楽部に対し、河川や赤道（公道）の原状復元命令書を10月24日と25日

に出しました。いずれも建設中のゴルフ場内にある公共物を守るために

行ったものです

なお、県が出した命令書は、ゴルフ場の造成で破壊された赤道や河川が、公共物としての機能を保つことができるように、原状復元を求めたものです。また、市も河川条例にもとづいてゴルフ場内の河

川を原状にもどすように求めました。



【一部では芝張りを始めています】

ゴルフ場建設に 市民団体が赤道のクイ打ちで対抗

県、市の行政方針を無視して行っているゴルフ場建設に、「乱開発を止めな」と市民団体も立ち上がり、9月の抗議集会に続いて、10月27日ゴルフ場の造成現場で赤道（公道）との境に、22本のクイ打ちを行いま

した。このクイ打ちは、ゴルフ場の造成で赤道が破壊されてしまうのを防止するためと、工事関係の車の出入りを阻止するものです。ところがこのクイも夕方

で7本が抜かれ、翌日はこれまでと同じように工事が行われていました。

